

4月1日

衣浦東部広域連合がスタート

：安城・碧南・刈谷・知立・高浜の消防業務を統合：

安城市、碧南市、刈谷市、知立市、高浜市の5市は、互いに協力して消防業務を行うため、4月1日に衣浦東部広域連合を設立します。

新たに40人体制の消防局を組織し、総合的な消防力を充実・強化。高度な消防サービスの提供により、圏域市民の生命・財産を火災から守るとともに、災害による被害の軽減をめざします。

広域連合が処理する事務

消防に関する事務を処理します。
非常備消防と常備消防の緊密な連携を維持するため、消防団の教育訓練に関する事務なども構成市から引き継ぎ、広域連合で実施します。

広域連合の組織

●議会

議員定数	17人
議員構成	安城市5人、碧南市3人、刈谷市4人、知立市3人、高浜市2人
任期	各市の市議会議員としての任期

●執行機関

広域連合長 (1人)	構成5市の市長が投票により選挙
副広域連合長 (4人)	広域連合長以外の構成市の市長
助役 (1人)	広域連合長が議会の同意を得て、構成市の助役から選任
収入役 (1人)	広域連合長が議会の同意を得て、構成市の収入役から選任
選挙管理委員会 (4人)	構成市の市議会議員及び市長の選挙権を持つ高潔な人のうちから議会で選挙
監査委員 (2人)	広域連合長が議会の同意を得て、識見のある人及び広域連合議員のうちから各1人を選任

火事・救急の緊急通報は従来どおり119番へ

「119番」は、5市それぞれで対応していたものが統合され、広域連合消防局（本部）につながります。なお、農協の有線電話での119番通報はできなくなります。的確に状況を把握するため、正確な119番通報をお願いします。

①「火事」と「救急」の区別をまず伝える ②住所を正確に伝える ③状況と目標物を伝える ④氏名と電話番号を教えてください

テレホンサービスの番号が〈27〉1119に変わります

火災発生時の問い合わせにはテレホンサービスをご活用ください。管轄する5市の情報をお伝えします。火災発生時以外にも消防関係の各種情報が流れます。

なお、農協の有線放送による災害放送はなくなります。

障害者用ファクス番号が〈63〉1119に変わります

障害者用ファクスについても、5市に在住する皆さんからの連絡が消防局（本部）に入りますが、お住まい

いの近くの消防署が指令を受け、速やかに出動します。

各種届け出の取り扱いが変わります

●火災予防条例に基づく行為の届け出

火災予防条例に基づき行為の届け出（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書、煙火打上げ・仕掛け届出書、催物開催届出書、水道断・減水届出書、道路工事届出書）などは、どの署所でも受け付けます。

●消防同意事務

建築物の規模・形態により、消防局予防課で同意する建築物と各消防署予防係で同意する建築物を区分し、それぞれ事前相談及び同意審査を行います。

●危険物規制事務

危険物施設の設置許可申請に係る事務は消防局予防課で、変更許可申請等に係る事務は各消防署予防係でそれぞれ事前相談及び危険物規制事務を行います。

●工事や物品納入業者等の登録

広域連合が発注する工事や製造の請け負い、物品の購入などは、構成5市に登録されている業者から選定します。

組織や届け出の取り扱いが変わっても「安全・安心」は変わりません！



消防章



★**広域連合事務所（本部）**
刈谷市小垣江町西高根204番地1
☎〈63〉01119 / FAX〈63〉0130

■安城消防署

安城市横山町浜畔上111番地

■碧南消防署

碧南市港本町1番地29

■刈谷消防署

刈谷市寿町1丁目201番地1

■知立消防署

知立市弘法町丁風60番地1

■高浜消防署

高浜市稗田町6丁目2番地15

☎〈52〉1190

建設中の広域連合事務所（本部）